

シリーズ 途上国における企業の社会貢献活動 6

エジプトの事例

コンサルティング・国際事業本部 準研究員 秋山卓哉

エジプトにおける外国直接投資

エジプトは、アラブ諸国で最も人口が多く、アラブ人口の約4分の1を占める地域大国である。ムバラク前大統領は、国軍を中心とする統治機構を背景に、長期安定政権を維持してきたが、2011年1月以降、同大統領の退陣を求める民衆の抗議デモが拡大し、同年2月に大統領を辞任した。国家運営を委任された国軍最高会議は、同年3月に新政府の組閣をシャラフ元運輸省に命じ、シャラフ内閣が3月に発足、また、同月には憲法改正に関する国民投票が行われ、国民の支持を得て承認されている。

大統領選挙は翌年の2012年5月に第1回投票、6月に決選投票が行われ、選挙の結果、ムスリム同胞団系自由公正党党首のモルシ氏が当選した。8月にカンディール首相率いる新内閣が発足したことで一連の政治イベントに一区切りがついたが、10月には親大統領派と反大統領派が衝突するなどⁱ、依然として政治情勢は不安定である。

経済面では、2000年代、エジプトのマクロ経済は堅調に推移し、2010年の実質GDP成長率は5.1%となっており、世界金融危機前に記録した7.2%には及ばないものの、前年の4.7%から向上しているⁱⁱ。しかしながら、2011年は、国内情勢の混乱により、海外直接投資、観光、運河通行料収入が減少し、実質GDPの成長率は、1.8%と見込まれているⁱⁱⁱ。政治的混乱からの回復は容易ではなく、アフリカ開発銀行(AfDB)やOECD等による報告書では、2012年から2013年の実質GDP成長率は1.8%と予想されている^{iv}。エジプトの主要産業は、金融・貿易・保険、鉱工業、農業、石油、運輸となっており、石油輸出、運河通行料、観光、海外に出ている労働者の外貨送金が、貿易赤字を補填する経済構造になっている^v。また、主要輸出品は石油、石油製品であり、同国の輸出の約4割を占めている。

エジプトでは、1970年代半ばから海外直接投資の受け入れが推奨されているが、公的部門中心の経済構造等の理由により、1990年代までは、期待されたほど投資は増加しなかった^{vi}。1991年から開始された経済改革により、市場経済に立脚した経済成長が志向され、民間企業が台頭し始める。2000年代に入ると、エジプトに対する外国直接投資(inflow)は、2004年から2007年までは増加傾向を示し、以降、減少を記録している。こうした状況に鑑み、エジプト政府は、投資環境を整備し、3年間で年間の外国直接投資を3倍にすることを目標とした広範な改革に乗り出してきた。しかし、エジプト中央銀行によると、2011年1月の革命の影響で、2011年1月-3月の外国直接投資は2010年10月-12月比で22%減となり、2010年度通年(2010年7月1日-2011年6月30日)では、2009年度比で13%減であった^{vii}。ただし、2011年度の外国直接投資は、通年で117億6,810万ドルとなり、前年度比で23%増であった^{viii}。

エジプトは、2011年3月現在、111の二国間投資協定を締結しており^{ix}、投資保護・優遇措置法(97年法律8号)および会社法(81年法律159号)のいずれに基づいて設立された企業も外国資本の100%出資を認める等、制度上は、多くの面で外国投資の内国民待遇を認めている。しかしながら、投資に関する障壁も依然存在しており、外資参入規制としては、輸入販売代理店(外国製品を輸入し同製品をエ

ジプト国内に販売する事業) 事業への外資参入が基本的に認められていないままである^x。また、雇用については、外国人の数は全従業員の10%を超えてはならないとする、エジプト人雇用義務が存在している^{xi}。更に、知的財産権を保護する仕組みが欠けているとの指摘もあり、米国通商代表部の2012年版特別301条レポートで、エジプトは監視リスト(Watch List)に含まれている^{xii}。

日本のエジプトに対する経済協力は、コライマツ太陽熱・ガス統合発電計画、大エジプト博物館建設計画、ガルフ・エル・ゼイト風力発電計画等、活発に実施されている^{xiii}。他方で、エジプトは、その人口規模、高い人口増加率、人件費等の低コスト、欧州・中東市場への好アクセス等の長所があるにもかかわらず、日本の対エジプト投資は、平成23年度の調査によると、日系企業のエジプト進出企業数は、52社にとどまっている^{xiv}。近年の日本企業によるエジプト関連の大型案件や投資には、三井物産が参加するカイロの製油所精製設備建設^{xv}、三菱商事、近畿車輛、東芝が関連するカイロ地下鉄建設^{xvi}、豊田通商と現地資本の合弁企業による海洋ガス田掘削請負事業^{xvii}、トヨタ自動車とその現地販売代理店による車輛の品質・需給管理、物流等のマネジメントを行う会社の設立^{xviii}等がある。また、トヨタ自動車とユニチャーム社が国内市場向けの生産工場の建設を革命勃発前から進めており、革命後も当初の計画通り実施することが発表されている。

CSRに関する制度、政府関連組織の取組

エジプトでは、CSRの概念は比較的新しい概念であり、主に慈善として理解されている。CSRについて明確に規定する公共政策は存在せず、政府内では、教育省、保健省、通信・情報技術省、社会連帯省、家族人口省母子委員会(NCCM)がCSR活動に関連する省庁であるが、省庁間の連携調整はとられておらず、中心的な役割を担う省庁は定められていない^{xix}。

CSRに関する政策・法制面については、政府としての明確な戦略や公共政策がない中で、CSRと関連する企業統治、消費者保護、報告、環境問題に関する法や規制は数多く施行されている。例えば、会社法では、年次報告書において、関連する全ての非財務情報を公開するよう企業に要求しており、これを受けて、環境等CSRに関連する活動を報告し始めている企業も出てきている^{xx}。このように、エジプトでは、CSRは慈善的な活動を指す場合と、企業活動の透明性の向上の観点から、企業統治や、情報開示・報告の改善のコンテキストで使用される場合がある。

企業、業界団体、NGO等によるCSR活動への取組み

民間経済団体を中心に、CSR活動の概念を普及・促進することを目的とした会議やセミナーが活発に開催されている。こうしたセミナーは、多国籍企業、公的機関、市民社会の代表を招いて開催され、各社のCSR活動の経験の共有、遵守すべき最低基準に関連する事項について協議等が行われている^{xxi}。

先に述べたように、エジプトでは、企業の社会貢献活動は慈善活動を指す場合が大半であるが、企業統治や、情報開示・報告の改善といった企業活動の透明性の向上の観点からの活動の事例も増えつつある。また、欧米系の経済団体を中心に従来の慈善活動の枠を越え、より本業のビジネスに貢献する社会貢献活動の概念が広がってきている。

CSRの実施主体に関する近年の動向として、主要な実施主体が多国籍企業であること、地場の大企業も次第に実施するようになってきていることが挙げられる^{xxii}。他方、中小企業に関しては、寄付を行っている企業もあるが、大半の中小企業は、CSRの概念を認識することなく実施していると指摘されてい

る^{xxiii}。

しかし企業の一部には、戦略的に社会貢献活動に取り組み始めている事例もある。例えば、エジプトでマクドナルドのチェーン店を全国的に展開している Mansour 社は、戦略的に企業の社会的責任として社会貢献活動を行い、その活動内容を、各種メディアを通じ広く広報することにより、マクドナルドという米国起源の食品に対する負のイメージを払拭することに成功している。また、同社は貧困層への職業訓練を実施し、訓練の成績優秀者を各店舗で採用している。そうすることにより、エジプトの開発課題である雇用問題に積極的に取り組むことを示し、企業としてのイメージを向上させると共に、有能な労働力確保につなげている。

図表 1: エジプトにおける企業の CSR 活動の具体的事例

	企業名	事業内容	CSR 活動事業
1	日立	大型施設建設	現地技術者の能力向上支援
2	三菱商事	石油製品、重電機等の輸出入	ストリートチルドレン保護施設設置支援 (Orascom) と共同実施。
3	Mansour	マクドナルドチェーン店を運営	貧困層への支援、職業訓練、コミュニティ開発
4	Vodafone	携帯電話事業	識字プログラム、リサイクルの推進
5	British Petroleum	石油化学品の輸出入・販売	政府の病院への寄付および、事業を実施している地域において、市民社会と共同での持続可能な開発プロジェクトの実施。
6	Commercial International Bank	各種金融サービスの提供	医療機器の寄付、コミュニティ開発プロジェクトへの支援等
7	Orascom Construction Industries	エジプト最大の建設会社	アフガニスタンへの研修プログラムの策定、実施
8	Telecom Egypt	通信サービスの提供	保健、スポーツ、社会、IT、コミュニティ分野におけるイベント等の支援

出所: 各企業ウェブサイト上の CSR 報告書より

本稿は、一般財団法人外国為替貿易研究会『国際金融』2012年2月号に掲載の「アフリカ地域における企業の社会貢献活動の現状 南アフリカ及びエジプトの事例」に加筆修正を行ったものである。

(当社発行『GLOBAL Angle』2012.11 より転載)

- ⁱ 「エジプト、親・反大統領派が衝突 110人負傷」『日本経済新聞(電子版)』2012年10月13日付。
- ⁱⁱ African Economic Outlook website, <http://www.africaneconomicoutlook.org/en/countries/north-africa/egypt/>(2012年10月24日アクセス)
- ⁱⁱⁱ AfDB, OECD Development Centre, UNDP, and UNECA, *African Economic Outlook 2012 : Promoting Youth Employment (Pocket Edition)*, p.13.
<http://www.africaneconomicoutlook.org/fileadmin/uploads/PAGES-%20Pocket%20Edition%20AEO2012-EN.pdf>(2012年10月24日アクセス)
- ^{iv} *Ibid.*
- ^v 外務省ウェブサイト, <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/egypt/data.html>(2012年10月24日アクセス)
- ^{vi} 土屋一樹(2011)「中東企業の国際事業展開」調査研究報告書 第5章「エジプトにおける海外直接投資と企業の海外進出」アジア経済研究所 2011年3月
- ^{vii} Central Bank of Egypt website,
[http://www.cbe.org.eg/public/All_Monthly_Statistical_Bulletin_PDF/2012/Bulletin_2012_09_Sep/48_32_Net_Foreign_Direct_Investment_In_Egypt_\(FDI\)_by_country.pdf](http://www.cbe.org.eg/public/All_Monthly_Statistical_Bulletin_PDF/2012/Bulletin_2012_09_Sep/48_32_Net_Foreign_Direct_Investment_In_Egypt_(FDI)_by_country.pdf)(2012年10月24日アクセス)
- ^{viii} *Ibid.*
- ^{ix} U.S. Department of State, “2011 Investment Climate Statement – Egypt.”
- ^x 貿易投資ビジネス協議会「2010年版 エジプトにおける問題点と要望」
- ^{xi} JETRO ウェブサイト, http://www.jetro.go.jp/world/africa/eg/invest_02/(2012年10月24日アクセス)
- ^{xii} USTR (2012), *2012 Special 301 Report*, p.6.
- ^{xiii} 外務省(2010)ODA 国別データブック 2010 エジプト
- ^{xiv} JETRO ウェブサイト, http://www.jetro.go.jp/world/africa/eg/basic_01/(2012年10月24日アクセス)
- ^{xv} 三井物産ウェブサイト, http://www.mitsui.com/jp/ja/release/2010/1189661_1493.html(2012年10月24日アクセス)
- ^{xvi} 国際協力銀行ウェブサイト, <http://www.jbic.go.jp/ja/about/press/2010/0903-01/index.html>(2012年10月24日アクセス)
- ^{xvii} 国際協力銀行ウェブサイト, <http://www.jbic.go.jp/ja/about/press/2008/0929-02/index.html>(2012年10月24日アクセス)
- ^{xviii} トヨタ自動車ウェブサイト, http://www2.toyota.co.jp/jp/news/10/10/nt10_1012.html(2012年10月24日アクセス)
- ^{xix} Bertelsmann Stiftung/GTZ “The CSR Navigator Public Policies in Africa, the Americas, Asia and Europe,” p.42,47,52.
- ^{xx} *Ibid.*, p.51.
- ^{xxi} *Ibid.*, p.48.
- ^{xxii} これまで慈善活動と呼んでいた活動を CSR 活動と呼称を変えて実施しているケースが多い。
- ^{xxiii} Bertelsmann Stiftung/GTZ “The CSR Navigator Public Policies in Africa, the Americas, Asia and Europe,” p.48.

- ご利用に際して -

- 1 本資料は、信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。
- 1 また、本資料は、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一した見解を示すものではありません。
- 1 本資料に基づくお客様の決定、行為、及びその結果について、当社は一切の責任を負いません。ご利用にあたっては、お客様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 1 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所:三菱UFJリサーチ&コンサルティングと明記してください。
- 1 本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要ですので、当社までご連絡下さい。